

	御意見の概要	御意見に対する厚生労働省・経済産業省・環境省の考え方
1	<p>現在の市場にある光ディスクは 120mm のものしかない。 サイズなどを指定せずとも通ずるため、法令の中に光ディスクの規格を記載する必要はない。削除を要求する。他の法令でも見たことがなく異質に感じる。</p>	<p>他の法令においても光ディスクの規格を規定している例はあるため、原案のとおりといたします。</p>
2	<p>『電子届出等に関する措置（規則第 20 条から第 21 条まで関係）電子届出等を行う際に規則第 21 条の規定による届出者等コードを求めていた、一般化学物質等の製造輸入数量等の届出（規則第 9 条の 2）、優先評価化学物質の製造数量等の届出（規則第 9 条の 3）、監視化学物質の製造数量等の届出（規則第 10 条）及び第二種特化学物質の製造数量等の届出（規則第 15 条）については、設定暗証符号（例：G ビズ ID（プライム又はメンバー）等）による方式とし、それに伴い、現在規定している届出者等コードは廃止する』</p> <p>について電子届出等の利便性向上とうたわれているが、G ビズ ID の仕様によりログインをするために多要素認証を必要としている。その際に、業務に使用できるスマートフォンを誰もが持っていることを前提としており、その条件に合わないものことが考慮されていない。</p> <p>化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律を所管する部局にとっては G ビズ ID の仕様は担当外とされることは想定されるが、意見を提出したい。現在規定している届出者等コードの廃止を急ぐより、その取扱いプロセスの改善を行うべきと考える。届出者等コードと G ビズ ID の使用を並行して行い、G ビズ ID による方法により届出をする事業者の不都合が生じないことが確かめられてから一本化を考えたいだろうか。</p>	<p>今回の改正で、電子情報処理組織による届出については、届出者等コードから設定暗証符号（例：G ビズ ID（プライム又はメンバー）等）による方式に変更となりますが、届出において紙面等による提出方法を廃止しているものではなく、設定暗証符号以外の複数の方法により届出を行うことは可能となっています。</p>